



平成18年 5月17日

各 位

株式会社 エー・アンド・デイ
代表取締役社長 古川 陽
(コード番号: 7745 東証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長 手塚 和夫
電話番号 048-593-1111

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月17日開催の取締役会において、平成18年6月28日開催予定の当社第29回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法（平成17年法律第86号）」及び「会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）」の施行に伴い、次のとおり変更を行うものであります。
 - ①株主総会参考書類等のインターネット開示に関する規定を新設するものであります。（変更案第15条）
 - ②議決権の代理行使について、株主総会に出席することができる代理人の数を明確にするための変更を行うものであります。（変更案第17条）
 - ③株主総会、取締役会、監査役会の議事録の作成に関わる条文を削除するものであります。（現行定款第16条、第26条、第37条）
 - ④取締役会を機動的に運用するため、取締役全員の同意があれば取締役会の書面決議が可能となる旨の規定を新設するものであります。（変更案第26条第2項）
 - ⑤有能な人材の確保と期待される役割の発揮のため、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を新設するものであります。（変更案第29条、第40条）
 - ⑥会計監査人の章を新設するものであります。（変更案第6章、第41条～第44条）
 - ⑦その他、定款の各条項を「会社法」の規定に整合させるため変更を行うものであります。
- (2) 公告の方法を電子公告に変更するものであります。（変更案第4条）
- (3) 株主総会の招集者を「あらかじめ取締役会が定める代表取締役」に変更するものであります。（変更案第14条）

- (4) 執行役員制度の導入に伴い、取締役の員数を20名から10名に減少するものであります。(変更案第18条)
- (5) 執行役員制度の導入に伴い、役付取締役の整理を行うものであります。(変更案第20条)
- (6) 経営責任の明確化のために、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。(変更案第22条)
- (7) 取締役会の招集者を「あらかじめ取締役会が定める代表取締役」に変更するものであります。(変更案第25条第1項)
- (8) その他、規定の整備を図るための変更、条数の変更等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 実施期日

平成18年6月28日開催予定の第29回定時株主総会において、付議決議後、効力が発生するものといたします。

以 上

定款変更の内容

(下線部が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(商号) 第 1 条 【 <u>条文記載省略</u> 】	(商号) 第 1 条 【 <u>従来どおり</u> 】
(目的) 第 2 条 当社は次の <u>業務</u> を営むことを目的とする。 (1) 電子応用機器の設計製造販売 (2) 電気計測器の設計製造販売 (3) 計量器の設計製造販売 (4) デジタル血圧計の設計製造販売 (5) 電子医療機器の設計製造販売 (6) 各種健康機器の設計製造販売 (7) 前各号の機械器具・計測器・計量器およびこれらの部品の輸出入ならびに販売 (8) 動産または不動産の賃貸ならびに管理 (9) 前各号に付帯する一切の業務	(目的) 第 2 条 当社は次の <u>事業</u> を営むことを目的とする。 (1) 電子応用機器の設計製造販売 (2) 電気計測器の設計製造販売 (3) 計量器の設計製造販売 (4) デジタル血圧計の設計製造販売 (5) 電子医療機器の設計製造販売 (6) 各種健康機器の設計製造販売 (7) 前各号の機械器具・計測器・計量器およびこれらの部品の輸出入ならびに販売 (8) 動産または不動産の賃貸ならびに管理 (9) 前各号に付帯する一切の業務
(本店の所在地) 第 3 条 【 <u>条文記載省略</u> 】	(本店の所在地) 第 3 条 【 <u>従来どおり</u> 】
(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は <u>日本経済新聞に掲載して行う。</u>	(公告方法) 第 4 条 当社の公告は、 <u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>
第 2 章 株式	第 2 章 株式
(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の <u>発行する株式の総数</u> は4,000万株とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の <u>発行可能株式総数</u> は4,000万株とする。
(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u>	(自己の株式の取得) 第 6 条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>

【新設】

(1 単元の株式数および単元未満株式の不発行)

第7条 当社は、100株をもって1単元の株式とする。

2. 当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下、単元未満株式という）に係る株券を発行しない。ただし、「株式取扱規程」に定めるところについてはこの限りではない。

(株券の種類)

第8条 【条文記載省略】

(名義書換代理人)

第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。

2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録または信託財産の表示およびこれらの抹消、単元未満株式の買取り、株券の交付、株券喪失登録、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、諸届出の受理その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式の名義書換、質権の登録または信託財産の表示およびこれらの抹消、単元未満株式の買取り、株券の交付、株券喪失登録、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、諸届出の受理その他株式に関する手続きならびに手数料については取締役会において定める「株式取扱規程」による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名

(株式の発行)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

2. 当社は、前条の規定にかかわらず単元株式数に満たない株式（以下、「単元未満株式」という）に係る株券を発行しない。ただし、「株式取扱規程」に定めるところについてはこの限りではない。

(株券の種類)

第9条 【条文従来どおり】

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続きならびに手数料は、法令または本定款の他、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名

簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2. 前項の場合の他、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録質権者とする。

第3章 株主総会

(招集および招集地)

第12条 【条文記載省略】

2. 招集地は、本店所在地または、埼玉県北本市とする。

(招集者および議長)

第13条 株主総会は法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集しその議長に任ずる。ただし取締役社長に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。

【新設】

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。

2. 商法第343条の規定によるべき株主総会の

簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項に定める他、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集および招集地)

第13条 【条文従来どおり】

2. 招集地は、東京都または、埼玉県とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役会の決議に基づきあらかじめ取締役会が定める代表取締役が招集しその議長に任ずる。ただし当該代表取締役に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定める順序により、他の取締役がその任にあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本

決議は、前項に係らず、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は当会社の議決権を行使することができる株主に限る。この場合、株主または代理人は、各株主総会毎に当会社に代理権を証する書面を差し出すことを要する。

(株主総会の議事録)

第16条 株主総会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役が記名押印または電子署名をしてこれを10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置くものとする。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第17条 当会社に取締役20名以内を置く。

【新設】

(役付取締役)

第18条 取締役会の決議をもって取締役社長1名を選出する。
2. 必要に応じて取締役会長1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選出することができる。

(代表取締役)

第19条 取締役社長は、会社を代表し業務一切を執行する。
2. 取締役会の決議をもって前条第2項の役付取締役のなかから会社を代表する取締役を定めることができる。

定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、各株主総会毎に当会社に代理権を証明する書面を差し出すことを要する。

【削除】

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社に取締役10名以内を置く。

(取締役会の設置)

第19条 当会社は、取締役会を置く。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 取締役会の決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会の決議によって取締役会長および取締役副会長を選定することができる。

【削除】

(取締役の選任)

第20条 取締役は株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議には総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 【条文記載省略】

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。

2. 補欠または増員で就任した取締役の任期は、現任取締役の任期の満了すべきときまでとする。

(取締役の補欠選任)

第22条 【条文記載省略】

(取締役会の権限)

第23条 取締役会は法令または定款に定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定する。

(取締役会の招集)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集しその議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

2. 【条文記載省略】

3. 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもってこれを決する。

【新設】

(取締役の選任方法)

第21条 取締役は株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議には議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 【従来どおり】

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

【削除】

(取締役の補欠選任)

第23条 【条文従来どおり】

(取締役会の権限)

第24条 取締役会は法令または本定款に定める事項のほか、「取締役会規程」に定める当社の重要な業務執行を決定する。

(取締役会の招集)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定める代表取締役がこれを招集しその議長となる。当該代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会が定める順序により他の取締役がこれに代わる。

2. 【従来どおり】

3. 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が

<p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第26条</u> 取締役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名をして、これを10年間本店に備え置くものとする。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第27条</u> 取締役会に関する事項については、法令または定款のほか、取締役会において定める「取締役会規程」による。</p> <p>(報酬)</p> <p><u>第28条</u> 取締役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <p>(監査役の員数)</p> <p><u>第29条</u> 【条文記載省略】</p> <p>(監査役の選任)</p> <p><u>第30条</u> 監査役は株主総会において選任する。</p>	<p><u>書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">【削除】</p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第27条</u> 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める「取締役会規程」による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第28条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第29条</u> 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p><u>第30条</u> 当会社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p><u>第31条</u> 【条文従来どおり】</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p><u>第32条</u> 監査役は株主総会の決議によって選任する。</p>
--	---

2. 監査役の選任決議には総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(補欠監査役)

第31条 当社は、法令に定める監査役の員数を欠いた場合に備え、株主総会において補欠監査役をあらかじめ選任することができる。

2. 補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 第1項の定めによる予選の効力は、当該選任後最初に到来する定時株主総会開催の時までとする。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。

3. 前条第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(監査役の補欠選任)

第33条 【条文記載省略】

(常勤監査役)

第34条 監査役は、その互選により常勤監査役を1名以上定める。

(監査役会の招集)

第35条 【条文記載省略】

(監査役会の決議)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。

2. 監査役の選任決議には議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

【削除】

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

【削除】

(監査役の補欠選任)

第34条 【条文従来どおり】

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を1名以上選定する。

(監査役会の招集)

第36条 【条文従来どおり】

(監査役会の決議)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第37条 監査役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名をして、これを10年間本店に備え置くものとする。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第38条 監査役会に関する事項については、法令または定款のほか、監査役会において定める「監査役会規程」による。</p> <p>(報酬)</p> <p>第39条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p style="text-align: center;">【削除】</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第38条 監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会において定める「監査役会規程」による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p><u>(会計監査人の設置)</u></p> <p>第41条 当社は、会計監査人を置く。</p> <p><u>(会計監査人の選任方法)</u></p> <p>第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p>第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>
---	--

第6章 計算

(営業年度)

第40条 当社の営業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(利益配当金)

第41条 利益配当金は、毎営業年度末日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。

(中間配当)

第42条 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して中間配当(商法第293条15の規定による金銭の分配をいう。以下、同じ)をすることができる。

(利益配当金等の除斥期間)

第43条 利益配当金、中間配当金およびその他の諸交付金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払義務を免れるものとする。

2. 未払いの利益配当金、中間配当金およびその他の諸交付金には、利息をつけないものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第45条 当社の事業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第46条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第47条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して中間配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間等)

第48条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払義務を免れるものとする。

2. 剰余金の配当および中間配当には、利息をつけないものとする。